

〔本朝醫談〕又[○]百康元元年八月五日、天皇煩赤斑瘡、廿五日壬子、御沐浴、これは初より廿一日にあたれば、今のさゝ湯にはあるべからず、

○按ズルニ、酒湯ハ必シモ十五日目ニ限ルニアラズ、二十一日目ニ浴シタルモノモ、亦蓋シ酒湯ナラン、

〔皇國名醫傳後編上〕岡本啓廸院

岡本諸品、通稱玄治、平安人、學醫於曲直瀬、正慶擢爲講長、^{○中}寛永六年、猷廟^{○徳川}痘瘡期至

結痂、將行酒浴、公保母春日謂衆曰、酒浴之法、在西土所未聞、廢之可矣、衆莫答焉、諸品進曰、西土所無、而本邦行之者固多、奚止酒浴、今闕而不行、是前古嘉例一旦廢絶而可乎哉、且西土自有其事、意君未

知耳、乃探懷取一書指而示之曰、請以解惑、因大言曰、是等事非俗流所知、況婦人乎、春日大慚、終行酒浴、

〔望月三英隨筆^{赤斑瘡}辨引〕^{考證所引}痘瘡の小兒酒湯を掛るといふ事は、獨日本の俗、極り候、唐にては決而無

之俗習なり、儒醫之書籍に、決而沙汰無之なり、先年岡本玄作、大猷院様^{○徳川}御痘瘡の節、春日局被申候は、日本に酒湯を掛る事、唐に無之事故、不及掛と申候由、玄作申候は、唐にて無之事を、日本

にて致事夥敷有之候、酒湯に限り、古來より致付候儀を相止事、不得其意候、況重き天下取の御痘瘡に、初て酒湯を止と云事、醫者は不致候、素人にて御やめ被成候は、御勝手次第にて候得ども、是

又醫者は合點不致候、醫者の合點せぬ事を、素人の分として、可致様無之候、其上醫書に無之と申は、唐之書物を、祿に見不申、文盲の申事に而、不足取事に候、此御覽被成候へとて、懷中より唐本の

醫書を被出、列座の御方々に見せ候而讀て聞せられ、其上にて彌酒湯御掛被遊候由申之、殊に此節にて、御酒湯之痘瘡の祝儀に通例に成居申候、天下之御酒湯御やめ被成候と、日本世界皆酒湯

仕廻ニ成可申、それにては、痘瘡病人、万一死間敷者、死候而者、御仁政のあやに無之候、素人の分、殊